

文書番号	文 書 名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	8/10

「谷戸大竹自主防災会規則」 付属文書

災害緊急時における

班長、前任班長（前々任班長等も）任務の概要

本文書「谷戸大竹自主防災会規則」第5条ほかにも記したように、災害緊急時においては、班長と前任班長は、班のリーダー、班の副リーダーとして、自らの班の班員とその家族の安全避難をはじめとした各種活動をリード、フォローしていただきたい。また、班長や前任班長がその災害対応活動で多忙だったり、不在や病気その他でその任を果たせない場合には、前々任班長、前々々任班長の順に任務が繰りあがるものと理解願いたい。

(1) 緊急一時避難場所での点呼と安否確認

- ・班長は、緊急一時避難場所に集まった班員とその家族の点呼確認をする（可能なら班の会員名簿を作成しておき、それにチェックを入れる）。
- ・同時に、健康状態を尋ねる（健康状態があまりよくない人がいたら周囲の人たちに支援を依頼する）。
- ・また、そこに集まっていない班員や家族についての情報を可能な範囲で教えてもらう（身体の不自由な人や災害時要援護者登録をしている人が班内にいるなら、次の行動を念頭に入れておく）。

(2) 緊急一時避難場所での情報収集、状況判断、次の行動決断

- ・当自治会には緊急一時避難場所が数カ所あるので、自主防災会本部の役員がいない緊急一時避難場所も生じる。また、本部役員も多忙なので、なかなか全てには手が回らない。そこで、各緊急一時避難場所に集まった班長＝班のリーダー、前任班長＝班の副リーダーは、その場で可能な限りの情報収集をし、（可能なら）自主防災会本部とも連絡を取り合って、状況判断を行う。災害の状況次第では市の防災放送もなく（聞こえない場合も）、自主防災会本部からの指示も届かない場合には、その場にいる班長＝班のリーダー、前任班長＝班の副リーダーが次の行動決断（家に帰る、このままとどまる、広域避難場所へ移動する、など）をして、次の行動に移っていただきたい。

文書番号	文書名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	9/10

- ・ 広域避難場所への移動行動に移る場合、「自分たちの班には災害時要援護者登録をしている人や身体の不自由な人がいない」「その時点で班の各戸に気掛かりなことはない」ならば、班長＝班のリーダー、前任班長＝班の副リーダーも、班員やその家族たちと行動を共にする。そうでない場合は、班長＝班のリーダー、前任班長＝班の副リーダーは次の（3）の行動に回り、広域避難場所への移動については他の人たち（前々任班長、前々々任班長といった順）に任せる。

（3）災害時要援護者登録をしている人や身体の不自由な人の避難支援

- ・ 災害緊急時における、災害時要援護者登録をしている人や身体の不自由な人の避難活動については、もともと自力避難は無理なので、近隣に住む人たちが支援しなければならない。そこで本文書「谷戸大竹自主防災会規則」第8条に避難支援補助員を務める者として次を定めている。

- ① 災害時要援護者登録をしている人が属する班の班長と前任班長
- ② 当該要援護者の避難支援補助員として以前から登録してある者
- ③ 並びに防災会本部が緊急依頼した者

（*②はもともと近隣の人たちであり①と重複のケースあり。③は必要に応じて可能な範囲で緊急依頼するものとする）。

（*名目上、避難支援の責任者は自治会長など自主防災会の会長と副会長だがこれらのリーダー層は自治会全体の防災対応に忙殺されるので、実際の避難支援業務を行う者として避難支援補助員を置くように定められている。班長と前任班長をはじめとする避難支援補助員の方々にはご理解をお願いしたい）

- ・ 「自分たちの班に災害時要援護者登録をしている人や身体の不自由な人がいる」場合、班長と前任班長並びに当該要援護者の避難支援補助員として以前から登録してある者は、すぐにその家に駆けつけて安否確認をする。
- ・ 同時に要援護者など避難支援対象者の容体や、広域避難場所までの道路状況、災害状況などを勘案しながら次の行動を開始する。
 - 例・要援護者と身体の不自由な人が複数いて、避難支援補助員の人数が不足の場合は自主防災会本部に増員要請、応援要請する。（近くにいる人に手伝ってもらうのもよい。緊急時には即座に人手が必要なので）
 - ・ 要援護者を車椅子に乗せて、緊急一時避難場所または広域避難場所まで避難させる（緊急一時避難場所に着いたら、すでに多くの人が広域避難場所に避難している後だった場合は広域避難場所まで）。
 - ・ 身体の不自由な人を担架に乗せて、広域避難場所まで避難させる。（担架は集会所にあり、その確保も必要）
 - ・ 要援護者もしくは身体の不自由な人の容体が急変している場合は、救急車を呼ぶか、自主防災会本部に連絡する。

文書番号	文書名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	10/10

(4) 広域避難場所、第一次避難所でも班長と前任班長はリーダーとして

- ・当自治会の広域避難場所は、竹園小学校校庭が指定されている。また、第一次避難所は同校の教室と体育館である。班長＝班のリーダー、前任班長＝班の副リーダーは、そこに到着したらまず当自治会の自主防災会役員に、自分たちの班の避難状況を報告する。緊急一時避難場所に来なかった人たちのことも分かる範囲で報告する。
- ・自主防災会役員もしくは広域避難場所担当者の指示に従って休む。但しその場合も班員とその家族たちをリードするリーダーとして行動していただきたい。

(※なおそうした場所では、通常以上に自治会・自主防災会としての組織行動が要求されるものである。例えば、救援物資としての食糧などは自治会単位で配られることが多い。そうしたケースで自治会本部担当者から支援を要請されたら積極的に協力していただきたい)

(5) 救護班、消防班など本部要請業務の遂行について

- ・自治会／自主防災会本部の要員だけでは対応が難しいような緊急時には、本文書「谷戸大竹自主防災会規則」第7条（役員の職務・その2）に記したような、救護誘導班、調達班、消防班、情報連絡班などの任務を自治会／自主防災会本部から各班（班長）に要請することが想定されるが、その場合は、班長＝班のリーダー、前任班長＝班の副リーダー、前々任班長、前々々任班長、さらに班員を含めて業務分担をし、業務遂行していただきたい。
班長は、その業務分担のリード役、指示役をしていただきたい。
(※こうした要請をしなければならないほどに、自治会／自主防災会本部も大変なのだと理解していただきたい)
- (※但し、本文書「谷戸大竹自主防災会規則」第7条にも記したように、「災害発生時にはまず自分と家族の安全を確保することを一義とし、その後」前述の業務の遂行をしていただきたい)

以上